

千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による知事への届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下「認可外保育施設」という。）の設置者が睡眠中の事故防止対策に必要な備品の購入等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、認可外保育施設において重大事故が発生しやすい睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）の購入等に要する経費を交付の対象とし、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

なお、機器の選定に当たっては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）」に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で、決定すること。

- 2 対象施設については、認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。
- 3 対象児童については、0～2歳児の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると知事が認める場合は対象とする。
- 4 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- 5 同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、交付の対象とならない。
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。なお、災害等ややむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

（交付額の算定方法）

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ア 別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式1により速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助金の交付を受けた認可外保育施設が次のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

ア 補助金を目的以外に使用したとき

イ 規則及びこの要綱に違反したとき

- (10) 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

- (11) その他知事が必要と認める事項

(暴力団密接関係者)

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第5項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに別紙様式2による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事が別に定める日までに別紙様式3による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条による交付申請書又は前条による変更交付申請書が提出された場合には、提出された申請書の内容を審査し適当と認めるときは、規則第4条の規定により交付決定（決定の変更を含む。）の上通知する。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに別紙様式4による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告のあった事業について適当と認めるときは、規則第14条の規定により額の確定の通知を行うものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、知事が別に定める期日までに別紙様式5による請求書を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年8月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 500,000 円以内	千葉県認可外保育施設事故防止推進事業を実施するために必要な備品等の購入等に要する経費（備品購入費、リース料）	3/4

年 月 日

千葉県知事 様

(設置管理者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
法人名称及び代表者の職名・氏名)

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県子達第 号で交付額が確定された千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要県補助金返納相当額)
金 _____ 円

(注) 2の仕入控除税額の算定を示す資料を添付すること。

年 月 日

千葉県知事 様

（設置管理者）

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
法人名称及び代表者の職名・氏名 〕

年度千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象施設名 _____
- 2 対象施設所在地 _____
- 3 交付申請額 金 _____ 円 ※所要額調書の⑧欄と一致すること
- 4 千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金所要額調書（別表）

（関係書類）

- （1） 年度予算（見込）書抄本
- （2） 誓約書
- （3） 役員等名簿
- （4） 認可外保育施設指導監督を満たす旨の証明書
- （5） その他参考となる資料

別表

千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金所要額調書

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の支出予定額 ⑤	県補助基準額 ⑥	選定額 (県補助基本額) ⑦	県補助所要額 ⑧(⑦×3/4)
	円	円	円	円	円	円	円
対象児童数							

※交付申請書の「3
交付申請額」と一致
すること

(記載上の注意)

- 対象児童数とは、原則、0～2歳の児童の数を記載すること。
ただし、3歳以上の児童であっても、当該備品を使用する必要があると認められる場合は、対象児童に含めることができる。
- ②欄には、対象施設における事故防止対策に係る総事業費の額を記載すること。
- ③欄には、②欄の総事業費の財源として、寄附金や他の補助金など当該補助金以外の収入予定がある場合に、その額を記載すること。
- ⑤欄には、②欄の総事業費のうち支出予定額を記載すること。(②欄と同額の場合は、②欄と⑤欄は一致すること。)
- ⑥欄は、県補助基準額である500,000円を記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第3欄に定める補助率(3/4)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

年 月 日

千葉県知事 様

(設置管理者)

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
法人名称及び代表者の職名・氏名 〕

年度千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け千葉県子達第 号で交付決定を受けた千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金について、下記のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象施設名 _____
- 2 対象施設所在地 _____
- 3 変更交付申請額 金 _____ 円 ※所要額調書の⑧欄と一致すること
- 4 当初交付決定額 金 _____ 円
- 5 差引増減額 金 _____ 円 (増・減)
- 6 千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金変更所要額調書 (別表)

(関係書類)

- (1) 年度予算 (見込) 書抄本
- (2) その他参考となる資料

別表

千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金変更所要額調書

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の支出予定額 ⑤ 円	県補助基準額 ⑥ 円	選定額 (県補助基本額) ⑦ 円	県補助所要額 ⑧(⑦×3/4) 円	既交付決定額 ⑨ 円	差引増減額 ⑩(⑨-⑧) 円
対象児童数									

※変更交付申請書の「3 変更交付申請額」と一致すること

(記載上の注意)

- 対象児童数とは、原則、0～2歳の児童の数を記載すること。
ただし、3歳以上の児童であっても、当該備品を使用する必要があると認められる場合は、対象児童に含めることができる。
- ②欄には、対象施設における事故防止対策に係る総事業費の額を記載すること。
- ③欄には、②欄の総事業費の財源として、寄附金や他の補助金など当該補助金以外の収入予定がある場合に、その額を記載すること。
- ⑤欄には、②欄の総事業費のうち支出予定額を記載すること。(②欄と同額の場合は、②欄と⑤欄は一致すること。)
- ⑥欄は、県補助基準額である500,000円を記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第3欄に定める補助率(3/4)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

年 月 日

千葉県知事 様

（設置管理者）

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
法人名称及び代表者の職名・氏名 〕

年度千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県子指令第 号で交付決定のあつた千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金に係る補助事業の実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 対象施設名 _____
- 2 対象施設所在地 _____
- 3 千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金精算書（別表）

（関係書類）

- （1） 年度決算（見込）書抄本
- （2） 補助対象経費に係る証拠書類の写し（見積書、納品書、領収書、計画書等）
- （3） 購入した備品等の写真
- （4） その他参考となる資料

別表

千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金精算書

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	県補助基準額 ⑥	選定額 (県補助基本額) ⑦	県補助所要額 ⑧(⑦×3/4)	交付決定額 ⑨	県補助額 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
対象児童数									

(記載上の注意)

- 対象児童数とは、原則、0～2歳の児童の数を記載すること。
ただし、3歳以上の児童であっても、当該備品を使用する必要があると認められる場合は、対象児童に含めることができる。
- ②欄には、対象施設における事故防止対策に係る総事業費の額を記載すること。
- ③欄には、②欄の総事業費の財源として、寄付金や他の補助金など当該補助金以外の収入がある場合に、その額を記載すること。
- ⑤欄には、②欄の総事業費のうち実支出額を記載すること。(②欄と同額の場合は、②欄と⑤欄は一致すること。)
- ⑥欄は、県補助基準額である500,000円を記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第3欄に定める補助率(3/4)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑨欄は、交付決定額(変更交付決定があった場合は変更交付決定額)を記載すること。
- ⑩欄は、⑧欄及び⑨欄を比較し、少ない方の額を記載すること。

年 月 日

千葉県知事 様

（設置管理者）

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
法人名称及び代表者の職名・氏名 〕

年度千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金請求書

年 月 日付け千葉県子達第 号で補助金の額の確定のあった千葉県認可外保育施設事故防止推進事業費補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円

2 振 込 先

金融機関・本支店名	預金種別・口座番号	(フリガナ) 口座名義人

(注)

- ・振込先確認のため、預金通帳の表紙裏面（カナ名義が記載）の写しを添付すること。
（預金通帳が発行されていない場合は、インターネット画面を印刷したもの等、口座情報がわかるものを添付すること。）
- ・請求者と口座名義人が異なる場合は、補助金受領に係る委任状を添付すること。